

# 雇用関係添付書類一覧

川越地区消防組合建設工事請負契約約款第10条関係  
川越地区消防組合委託契約約款第8条関係

請負者が主任技術者等を選任し届け出る際には、雇用関係の確認ができる添付書類として、請負者と直接的かつ原則として3箇月以上の恒常的な雇用関係にあることを証する、下記に掲げるいずれかの書類の写しを提出してください。

但し、必要項目（本人氏名、生年月日、会社の所在地や名称、資格取得年月日等のわかる部分、書類の発行年月日等）以外は黒塗りしてください。

## 〈共通〉 工事・委託

- 1 健康保険被保険者証
- 2 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- 3 住民税特別徴収税額の通知書または変更通知書
- 4 源泉徴収票
- 5 雇用保険被保険者証または雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）
- 6 登記事項証明書の役員名簿欄

## 〈建設工事関係〉

- 7 監理技術者資格者証
- 8 経営事項審査申請書別表技術職員名簿

## 〈設計・調査・測量関係〉

- 9 建築士事務所登録証明
- 10 測量士名簿記載事項証明書
- 11 技術士登録証明書
- 12 R C C M登録等証明書

※ 上記の書類の提出が出来ない場合（社会保険等の適用がない個人事業主等）は、例外的に裏面記載の証明書類を添えて、別紙雇用確認書（様式指定）を提出して下さい。

- ① 1または2の提出が出来ないことの証明書類  
→従業員数の確認ができる書類が必要になります。  
(例) ・労働保険料算定基礎賃金等の報告  
・事業所別被保険者台帳(雇用保険)
- ② 3の提出が出来ないことの証明書類  
→普通徴収であることの確認が必要になります。  
(例) ・普通徴収税額の通知書
- ③ 4の提出が出来ないことの証明書類  
→雇用時期の確認ができる書類が必要になります。  
(例) ・雇用契約書の写し
- ④ 5の提出が出来ないことの証明書類  
→雇用保険の適用除外であることの確認が必要になります。  
(例) (1) 65歳に達した日以後に常用労働者として雇用された場合、年齢  
確認と雇用された日の確認が必要になります  
・住民票及び雇用契約書の写し  
(2) 法人の役員の場合(代表取締役、取締役、監査役等事業者等)  
・登記事項証明書の写し